○放射性同位元素等の規制に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百五十九号) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

る関号	法に関する。 は、「おおいでは、「おおいでは、「おいでは、「おいでは、「おいでは、「おいでは、「おいでは、「おいでは、「おいでは、「おいでは、「おいでは、「おいでは、「おいでは、「おいでは、「おいでは、 「おいでは、「ないでは、」」」、「ないでは、「ないでは、「ないでは、」」、「ないでは、「ないでは、これでは、「ないでは、これでは、「ないでは、」」、「ないでは、「ないでは、」」、「ないでは、 これでは、「ないでは、これでは、「ないでは、」」、「ないでは、」」、「ないでは、」」、「ないでは、」」、「ないでは、」」、「ないでは、」」、「ないでは、」」、「ないでは、」」、「ないでは、」」、「ないでは、」」、「ないでは、」」、「ないでは、」」、「ないでは、」」、「ないでは、」」、「ないでは、 これでは、「ないでは、」」、「ないでは、いいでは、これでは、いいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	のとする。ただし、次に掲げるものを除く。 のとする。ただし、次に掲げるものを除く。 のとする。ただし、次に掲げるものを除く。 のとする。ただし、次に掲げるものを除く。 のとする。ただし、次に掲げるものを除ると、 のとする。ただし、次に掲げるものを除く。 のとする。ただし、次に掲げるものを除く。 のとする。ただし、次に掲げるものを除く。 のとする。ただし、次に掲げるものを除く。	改 正 案
に規定する治験の対象とされる薬物 「病院等」という。)において行われる医薬品、医療機器等の 「病院等」という。)において行われる医薬品、医療機器等の 規定する病院又は同条第二項に規定する診療所(次号において 三 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に	項の許可を受けた製造所に存するもの定する医薬品及びその原料又は材料であつて同法第十三条第一する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関一 (略)	のとする。ただし、次に掲げるものを除く。	現行

$\widehat{}$	$\widehat{}$
削	削
Ħ1	日リ
る	る
<i>' J</i>	رم'
\smile	\sim

Ŧī. 療を受ける者又は獣医療を受ける獣医療法(平成四年法律第四る画像診断に用いられる薬物その他の治療又は診断のために医前二号に規定するもののほか、陽電子放射断層撮影装置によ の一委員会が厚生労働大臣又は農林水産大臣と協議して指定するも 規定する診療施設において調剤されるもののうち、原子力規制物であつて、当該治療又は診断を行う病院等又は同条第二項に 会が厚生労働大臣又は農林水産大臣と協議して指定するものに する法律第二条第四項に規定する医療機器で、 医薬品、 第二条第 医療機器等の品質、 項に規定する飼育動物に対し投与される薬 ,る医療機器で、原子力規制委員有効性及び安全性の確保等に関

兀

装備されているもの